

平成31年度の組織改正について

1 基本方針

平成31年度の組織改正については、2年間の期間を区切って設置したひと咲きまち咲き担当局がその役割を終えたことから、設置を解消し、それぞれ関連性を有する部局に事務を移管するとともに、市政運営の礎となる尼崎市自治のまちづくり条例のさらなる推進に向けた新たな地域振興体制を構築するほか、施策評価結果やそれに基づく重点課題を踏まえた推進体制の強化を含め、今日的な行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

2 組織改正の主な内容

(1) 総合政策局の新設

本市の今後のまちづくりに係る取組を総合的に、かつ戦略的に推し進めるとともに、市民との協働により様々な分野にわたる地域課題の解決を図るなど尼崎市自治のまちづくり条例を着実に具現化していく体制として、総合政策局を新たに設置する。

総合政策局には、企画管理課を新たに設置するほか、政策部及び協働部並びに部長級の職員を所長とする中央地域振興センター、小田地域振興センター、大庄地域振興センター、立花地域振興センター、武庫地域振興センター及び園田地域振興センターを新たに設置する。

企画管理課には、総合政策局の企画管理機能を担うとともに、企画財政局企画管理課が担当する市議会関係事務、公営企業との連絡、行政委員会との連絡等を移管する。

政策部には、企画財政局から政策課と行財政推進課を移管し、それぞれ都市政策課と政策推進課に名称を変更するとともに、秘書室から市政情報の発信に関する事務、ひと咲きまち咲き担当局からまち情報の発信に関する事務をそれぞれ移管し、統合したうえで、これらの事務を担う広報課を新たに設置する。また、ひと咲きまち咲き担当局から本市の文化振興に関する事務を移管し、文化振興担当（課）を新たに設置するとともに、文化特命担当（課）を移管する。

協働部には、ひと咲きまち咲き担当局から自治のまちづくりの推進に係る施策の企画等に関する事務、企画財政局及び市民協働局から広聴に関する事務、市民協働局から協働事業に係る事務をそれぞれ移管し、統合したうえで、これらの事務を担う協働推進課を新たに設置する。また、ひと咲きまち咲き担当局からみんなの尼崎大学関係事務、教育委員会事務局から生涯

学習に関する事務をそれぞれ移管し、統合したうえで、これらの事務を担う“生涯、学習！推進課”を新たに設置するとともに、市民協働局からダイバーシティ推進課を移管する。

また、各地域振興センターを市民協働局から移管し、市民の活発な学びと地域活動を効果的に支える体制として、7級事業所（部長級職場）に変更するとともに、地域課を新たに設置する。

(2) 資産管理の一体化に向けた体制整備（資産統括局）

安定的な歳入確保と資産の有効活用を目的として、関連部門を集約している資産統括局に企画財政局から財政課を移管し、行財政運営の視点を付加することで、資産全体を一体的に管理する体制のさらなる強化を図り、合わせて資産経営部を財務部に名称変更する。

また、あまがさき・ひと咲きプラザの維持管理等に係る事務を、ひと咲きまち咲き担当局などから庁舎管理課へ移管する。

(3) 市民サービス部の移管（総務局）

市民協働局市民サービス部において担っているマイナンバー関係事務や住民基本台帳システム関係事業について、情報政策部門との連携強化を図るため、同部を総務局に移管する。

また、これに伴い、本市の行政情報を有機的に活用する体制として、情報活用・公開担当（課）と情報統計担当（課）を統合し、情報公開・統計担当（課）を新たに設置する。

(4) 保健部門の整備等（健康福祉局）

保健分野における市民の健康支援や疾病の予防の取組を強化するために、ひと咲きまち咲き担当局からヘルスアップ戦略担当（課）と健康支援推進担当（課）を健康福祉局保健部に移管する。

また、現在、疾病対策課において担っている感染症対策について、その取組の強化を図るため、感染症対策担当（課）を新たに設置する。

なお、北部・南部保健福祉センターの各課については、管轄区域をわかりやすいものとするための名称変更を行う。

(5) 子どもの育ちの推進体制の整備（こども青少年本部事務局）

子ども・子育て支援に係る施策について、今後の子どもの育ち支援センターの開設など、一定の方向性を定めたことを踏まえ、こども青少年本部事務局を元の定常組織と位置付けるため、こども青少年局へ名称変更する。なお、

会議体であるこども青少年本部は存続し、その事務局はこども政策課が担うとともに、ひと咲きまち咲き担当局から尼崎市学びと育ち研究所機能を同課へ移管する。

また、子どもの育ち支援センターの開設に向けて、こどもの育ち支援センター担当（課）については支援センター企画課、発達相談支援担当（課）については発達相談支援課、こども家庭支援課についてはこども福祉課へそれぞれ名称変更する。なお、こども自立支援担当（課）については教育委員会事務局へ移管し、こども青少年局職員と併任する。

(6) 経済環境局の体制整備

経済部所管の外郭団体の在り方に係る検討について、一定の進展が図られたことから、経済特命第1担当（課）及び経済特命第2担当（課）を統合し、経済特命担当（課）を新たに設置する。

また、クリーンセンター第2工場等の建替えに向けて準備を進める体制として、環境部に施設建設担当（課）を新たに設置する。

なお、本市の産業と一体となった観光施策の展開を図るため、観光関連事務をひと咲きまち咲き担当局から、経済部の経済活性化対策課に移管するとともに経済活性化課へ名称変更する。

(7) 空家対策等の効率的な推進に向けた体制整備（都市整備局）

老朽危険空家等対策の推進に向けて、所有者等への指導や助言と、空家の利活用の促進に係る事務を一元化し、効率的に、かつ効果的に実施するため、空家対策関係事務を建築安全担当（課）から住宅・住まいづくり支援課に移管し、これに合わせて住宅政策部と住宅・住まいづくり支援課の名称をそれぞれ住宅部と住宅政策課へ名称変更する。

また、建築基準法に基づく許可又は指導に係る事務等を一元的に実施するため、違反建築物の指導や建築物の耐震改修の促進に関する事務等を建築安全担当（課）から建築指導課に移管する。

これらのことから、都市整備局建築安全担当（部）については、建築安全担当（課）とともに廃止する。

(8) 教育委員会事務局の体制整備

教員と行政職員が相互に補完し、学校教育施策のさらなる推進を図るため、教育委員会事務局学校教育部へ学校運営部を統合する。

学校教育部には、学校教育施策の企画立案機能をさらに強化するため学校企画課、学校運営課と学務課を統合した学事課、私立幼稚園を含めた幼稚

園と高等学校に係る教育事業の企画立案機能を強化するため幼稚園・高校企画推進担当（課）及び生徒指導全般についてさらなる推進を図るため生徒指導担当（課）と教育相談・特別支援担当（課）の一部を統合した生徒指導・特別支援担当（課）を新たに設置する。また、学校保健課、中学校給食担当（課）及び学校教育課についても合わせて新たに設置する学校教育部に移管する。さらに、不登校対策のさらなる推進のため、不登校対策関係事務をこども青少年本部事務局から移管し、こども教育支援課を新たに設置する。

なお、総合政策局に生涯学習プラザを新たに設置し、公民館機能を市長事務部局に移管することに伴い、教育委員会の事業所組織である中央公民館を廃止する。

(9) 公営企業局の体制整備

神崎浄水場において担っている水道事業の浄水処理と園田配水場において担っている工業用水道事業の浄水処理を一元化し、効率的な管理を行うため、神崎浄水場と工業用水課の組織を統合し、浄水管理課を新たに設置する。

(10) 企画財政局、ひと咲きまち咲き担当局及び市民協働局の廃止

企画財政局、ひと咲きまち咲き担当局及び市民協働局については、その分掌事務と配下の各組織を、新設する総合政策局などの他の部局へ移管するため、廃止する。

以 上